

合理的配慮の分析視座としての「ミーニングフル・アクセス」試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2021-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 亮祐 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21933

【論 説】

合理的配慮の分析視座としての 「ミーニングフル・アクセス」試論

青 木 亮 祐

目 次

- I はじめに
- II アメリカにおける障害差別の系譜
- III アメリカにおける合理的配慮の歴史的背景と展開
- IV 合理的配慮と「ミーニングフル・アクセス」の展開
- V むすびにかえて——日本法への示唆

I はじめに

障害者に対する合理的配慮の概念は、2016年4月、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の関係規定の施行以来、5年が経過し、現在、わが国でも広く認知されるようになった。

ところで、アメリカは、もっとも早く障害差別禁止法を整備した国の1つとして数えられ、合理的配慮の概念の基礎を形成した国として知られている。アメリカの障害差別禁止法の筆頭として数えられるのが、リハビリテーション法 (Rehabilitation Act) 504条⁽¹⁾、「障害を持つアメリカ人法」(Americans with Disability Act of 1990)⁽²⁾及びその改正法である ADA Amendments Act of 2008⁽³⁾：以下では改正法を念頭として「ADA」という)である。

(1) Pub. L. No. 93-112, 87 Stat. 397(1973), codified at 29 U.S.C. §§701 et seq.

(2) Pub. L. No.101-336, 104 Stat. 327(1990).

(3) Pub. L. No.110-325.

リハビリテーション法 504 条のもとで合理的配慮の概念が発展していったアメリカではあるが、連邦最高裁判所は、障害差別について人種差別などの他の差別とは同列に論じることはせず、そして、人種差別よりも広く捉えるようになっていく。連邦最高裁判所は、リハビリテーション法 504 条のもとで障害差別の禁止を論ずるにあたって「ミーンングフル・アクセス (meaningful access)」と呼ばれる法規範を確立し、その後、日常生活における障害差別の問題では同法規範が裁判所でたびたび用いられるに至った。

そこで、本稿⁽⁴⁾は、障害差別の特徴を分析し、このミーンングフル・アクセスの基準を初めて判示した判例を取りあげたうえで、同基準の展開について論じ、わが国の合理的配慮の議論への示唆を考えたい。

II アメリカにおける障害差別の系譜

1 障害者運動と障害差別禁止法理の源流

医学の進歩と博愛主義のもと、近代以降、リハビリテーション等の技術の向上などにより障害者の人口割合は増加してきている。

アメリカにおいて初期の障害者へのケアは篤志家や教会等が中心となった慈善事業であったが、戦争を重ねるたび戦地に赴いた若者が障害を持つようになると、政府は、戦傷軍人等への金銭給付などの補償を行うこととした。保護主義的な障害者政策が大きく進展したのは 20 世紀に入ってからであるが、1917 年、退役軍人や戦傷軍人の職業訓練のプログラムを設ける職業教育の連邦資金補助立法が制定され、数年のうちに軍関係者だけに限られない一般の障害者への職業リハビリテーションを目的とする法整備が行われるなど、障害者への職業リハビリテーションが政策の中心的な課題となっていった。この時期が、「保護政策」から「就労やコ

(4) 本稿のうち、「II アメリカにおける障害差別の系譜」、「III アメリカにおける合理的配慮の歴史的背景と展開」及び「IV 合理的配慮と『ミーンングフル・アクセス』の展開」は、青木亮祐「合理的配慮の研究——アメリカ障害差別禁止法の合理的配慮・合理的修正の議論を踏まえて」(明治大学博士論文、2021) から一部抜粋している。

コミュニティでの生活」への障害者政策の転換点と評価されることもある⁽⁵⁾。

障害者自身による障害者運動のはじまりは1890年から1920年にかけての優生運動への抵抗とされ⁽⁶⁾、その後、1930年代から40年代にかけて、障害者団体が社会に向かって声をあげ始める。1960年代に入ると障害者運動が大規模となり加速していくが、そこには公民権運動に強い影響を受け、それとオーバーラップしている側面がある。実際、障害差別禁止法は、1964年公民権法（Civil Right Act of 1964⁽⁷⁾）以下では「公民権法」という）における人種差別禁止法理に負うところが大きい。

2 人種差別と障害差別

黒人排斥の社会制度に抗する闘争のうねりの中で、1954年、人種による分離別学が違法とした **Brown v. Board of Education of Topeka** 判決（**Brown** 判決）⁽⁸⁾ は連邦最高裁判所による人種差別の禁止を先鞭する判決であった。

Brown 判決は、黒人であるブラウンの娘の就学に関し、白人学校であれば家から徒歩数分であるのに、スクールバスを利用して黒人学校に通わなければならないことに反発し、娘を自宅から最も近い学校への在籍申請をしたものの拒否されたことに端を発するものである。連邦最高裁判所の判事全員の意見をまとめたウォーレン法廷意見は、公教育の分野において、**Plessy v. Ferguson** 判決⁽⁹⁾以降、長きにわたって続いていた、分離した状況の施設であってもそれが平等である限り、人種分離は合衆国憲法修正14条に違反しないという「分離すれども平等」法理（**Separate but Equal Doctrine**）の適用をせず、分離された教育施設は本質的に不平等であると判示した⁽¹⁰⁾。

Brown 判決が社会に与えた実際の影響は即時的には乏しく、いたるところで人種分離措置は依然として残ったことから、人種分離に反対する運動が各地で続けられることになる。1960年2月、ノースカロライナ州グリーンズボロの店でコー

(5) Samuel R. Bagenstos, *Disability Rights Law* 1 (2nd ed. 2014).

(6) *Id.*

(7) Pub. L. No.88-352, 78 Stat.241(1964).

(8) 347 U.S. 483(1954).

(9) 163 U.S. 537(1896).

(10) *Id.* at 494-495.

ヒーの注文を拒否された 4 人の黒人学生をきっかけとして始まったグリーンボロ座り込み (Greensboro sit-ins) の後、一連の運動のなかでもっとも著名な一つであるテネシー州ナッシュビルでの市内飲食店の人種分離撤廃運動を目的としたナッシュビル座り込み (Nashville sit-ins) が起こった。同時多発的に、爆発的に拡大していった抗議運動は社会政治運動の性格を帯有する公民権運動として公民権法の制定を導いた。

1964 年に制定された公民権法は、あらゆる人種差別を禁止し、当時、黒人などの人種的マイノリティが白人と同様の権利を保障する目的のもと、第 2 編では公共施設に関し⁽¹¹⁾、第 6 編では連邦資金の諸プログラムに関し⁽¹²⁾、第 7 編では雇用に関して⁽¹³⁾、それぞれ人種差別を禁止している。なかでも連邦資金の援助を受けるプログラム等における人種差別禁止について公民権法第 6 編では、「何人も、合衆国において、人種、肌の色又は出身国を理由に、いかなる連邦資金の援助を受けるプログラムや活動のもとでは、その参加の排除、享受の拒否、又は差別をされてはならない」(601 条) と規定する。この法的規制の理論的背景は、連邦政府が差別禁止政策を推進する以上、差別を行う者に連邦資金という財政援助を受ける利益を与えるべきではないことに求められる⁽¹⁴⁾。

公民権法に基づく多くの人種差別禁止法理は連邦最高裁判所により確立されるが、第 6 編に関する *Lau v. Nichols* 判決 (*Lau* 判決)⁽¹⁵⁾ は言語的マイノリティに教育上の実質的な機会保障を認めた判決であり、障害差別禁止法理にも強い影響を与えた判例の 1 つである。

Lau 判決は、サンフランシスコ市の居住する英語での会話が十分でない約 2800 人の中国系の生徒たちが一つの学区に統合され、一部の生徒は英語の補習コースの指導を受けていたが、残りの生徒はそのような指導すらもなく、何年か同じ学年で過ごすことを余儀なくされた者もいたため、彼らが英語を話すことができる生徒との教育機会の平等が侵害されたとして公民権法第 6 編違反を理由に提訴した事案で

(11) 42 U.S.C. §§2000a et seq .

(12) 42 U.S.C. §§2000d et seq.

(13) 42 U.S.C. §§2000e et seq.

(14) リチャード・K・スコッチ (竹前栄治監訳) 『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』 40-41 頁 (明石書店、2000)。

(15) 414 U.S. 563(1974).

ある。Lau 判決の第一審は原告らの請求を退け、第 9 巡回区連邦控訴裁判所⁽¹⁶⁾もこれを支持した。その理由として、すべての生徒には、多かれ少なかれ教育上のキャリアにおいて、社会的・経済的・文化的な背景によって長所や短所を持ち、それは学校システムの関知しないものであり、それらを克服するために教育委員会が特別な注意を払う必要はないことを挙げている⁽¹⁷⁾。

これに対し、連邦最高裁判所は原審判断を破棄差戻しをした。ダグラス法廷意見は、州が英語の習熟度によって卒業の資格を付与するなどの基準を設けるのであれば、生徒に同じ設備・教科書・教師・カリキュラムを提供するだけでは、取扱いの平等（equality of treatment）にはならず、英語を理解していない生徒にとっては意味のある教育（meaningful education）から事実上排除されるとし、基本的な英語のスキルは公立学校が教えることの極めて中核であるのに、教育プログラムに参加する以前から、生徒にその基本的なスキルを身につけていなければならないとすることは不合理であると判示した⁽¹⁸⁾。

3 マイノリティグループ

「公民権」というフレーズにはアメリカの政治的イデオロギーである平等・公正・機会均等などの文化的・政治的価値が内包されており⁽¹⁹⁾、公民権運動によってもたされたアメリカの社会全体の価値観のパラダイム・シフトは障害者運動の支柱ともなった。

障害者の分離は人種による分離と類似性を有することが指摘される。ADA の草案審議過程において法案提出者に名を連ねたワイカー上院議員は、前記グリーンボロ座り込みでの 4 人の学生がコーヒーの注文を拒否されたことに触れ、「脳性麻痺の者は、店主がその外見で他の利用客を混乱させ得るため、レストランから遠ざけられる。車椅子利用者は、縁石・階段・狭い出入り口によって多くの建物に入ることができない。また、そのような施設の多くは聴覚・視覚の障害者へのサービスの計画を立てていない」ことを議会で強調した⁽²⁰⁾。

(16) 483 F.2d 791(9th Cir. 1973).

(17) *Id.* at 797-798.

(18) *Lau*, 414 U.S. 566(1974).

(19) スコッチ（竹前監訳）・前掲注 14)61 頁。

(20) 134 Cong. Rec. 9376(1988).

障害差別と人種差別を同一の枠組みで捉えようとする視点は 1940 年代後半にすでにメイヤソンによって指摘されていた。彼は、人種に対する差別としての当事者の心理的反作用と同様の否定的な作用が身体障害者の場合にも存在し、身体障害の適応問題がその本人よりむしろ多数派としての障害のない者側の意識の問題であって、身体障害に対する社会心理的なディスエイプリングな効果 (disabling effects) の大部分は社会の取組みによって改善できることを著した⁽²¹⁾。

このような指摘や障害者運動の社会的関心を背景に、建造物障壁法 (Architectural Barriers Act)⁽²²⁾、リハビリテーション法⁽²³⁾、障害を持つ子の教育法 (Education of all Handicapped Children Act)⁽²⁴⁾、「航空事業者アクセス法」(Air Carriers Access Act)⁽²⁵⁾、公正住宅改正法 (Fair Housing Act Amendments)⁽²⁶⁾、児童虐待改正法 (Child Abuse Amendments)⁽²⁷⁾ など、様々な分野で障害差別を禁止する法令が制定されていった。

障害者は偏見や差別さらには隔離を経験し、就業が困難で福祉に依存し、貧困に陥りやすい。このことは、人種・民族・性別・年齢といったこれまでに抑圧されてきた他のマイノリティグループとなんら変わらなるところはない⁽²⁸⁾。障害者のほとんどは、雇用・教育・交通・住宅その他の生活の領域から分離される「人工的な障害」に直面しているのだから、障害者たちを 1 つのマイノリティグループとして捉えて、他のマイノリティグループの議論を類推できるという考えが主張された⁽²⁹⁾。このマイノリティグループ・モデルは、機能障害を克服することに着目する従来の医学的な分析から脱却し、個人と環境との間の相互作用の生産物を障害と捉えようとするパラダイム・シフトを意味し⁽³⁰⁾、障害を社会において個人の直

(21) 杉野昭博『障害学 理論形成と射程』167-168 頁 (東京大学出版会、2007)。

(22) Pub. L. No.90-480, 82 Stat.718(1968).

(23) Pub. L. No.93-112, 87 Stat.355(1973).

(24) Pub. L. No.94-142, 89 Stat.773(1975). のちに、Individual with Disability Education Act (IDEA) と改称する。

(25) Pub. L. No.99-435,100 Stat.1080(1986).

(26) 42 U.S.C. §§3601 et. seq.

(27) 42 U.S.C. §§5101 et. seq.

(28) Harlan Hahn, *Advertising the Acceptably Employable Image*, in *The Disability Studies Reader* 172,174(Lennard J. Davis ed., 1997).

(29) Herlan Hahn, *Introduction Disability Policy and the Problem of Discrimination*, 28 AM.BEHAV. SCIENTIST 293, 300-301 (1985).

(30) Hahn, *supra* note 28, at 172.

面する障壁と捉えて、社会がこの障壁を除去すべきであるとする社会モデルと共通する素地を持つ⁽³¹⁾。

もっとも、障害差別が1つのマイノリティグループ・モデルに収斂されるという政治姿勢に警鐘を鳴らす意見も存在した。「アメリカ障害学の父」とも評されるゾラは、互助活動には自分と同じ経験をした仲間を求めようとするが、障害者のように病気などの障害に起因する経験は実際には各人各様であり、当事者団体はメンバーの類似点よりも相違点の方に意識が向けられやすく、その結果、連帯感が薄れて、むしろ障害や疾患の種別ごとに予算要求をし、みじめさや不利益のアピール競争を行うくらいがあることに懸念を示した⁽³²⁾。

このように政治的な誘因力があり、障害者運動の原動力になったマイノリティグループ・モデルではあるが、連邦最高裁判所は、障害者に対する違憲審査基準に関する司法判断を初めて行った *City of Cleburne v. Cleburne Living Center, Inc.* 判決（*Cleburne* 判決）⁽³³⁾において、障害の多様性やその程度の差という実際的な事象の前に、特定の画一的な障害者の像を措定することは困難であると判断した。障害者群を1つのマイノリティグループとすることのゾラの懸念が的中したのである。

すなわち、*Cleburne* 判決はテキサス州クレバーン市条例には知的障害者施設の設置には同市の使用許可が必要として、原告の設置申請を市が拒否したことについて合衆国憲法修正14条1項の平等保護条項に違反するとして提訴された事案であるが、連邦最高裁判所は、知的障害者について、歴史的に不平等な取扱いを受けてきた人種のマイノリティの「疑わしい区分」や女性の「準疑わしい区分」には該当せず、もって人種差別で用いられる「厳格な審査基準」やジェンダー問題で用いられる「高められた審査基準」ではなく、「合理性の基準」を用いて司法審査を行った⁽³⁴⁾。

連邦最高裁判所のホワイト判事が執筆した法廷意見は、知的障害者の経済的・社会的な実態が準疑わしい区分に分類できないわけではないとしても、障害者の

(31) Richard K. Scotch, *Models of Disability and Americans with Disabilities Act*, 21 *BJELL* 213, 214(2000).

(32) 杉野・前掲注21)103-104頁。

(33) 473 U.S. 432(1985).

(34) Ruth Colker, *Federal Disability Law* 9(6th ed. 2019).

なかには障害を持っていることが明らかでない人から、常に世話をしなければならぬ人まで様々であって、この大規模で多様なグループを法の下でどのように扱うかは多分に技術的な問題であり、これは専門家によって導かれる立法者の仕事であって、情報不足 (*ill-informed*) の司法が判断できるものではないと判示した⁽³⁵⁾。

Cleburne 判決の法廷意見に対して学説の多くは批判的であったことはいうまでもないだろう。もっとも、この類型の訴訟において連邦最高裁判所の「合理性の基準」を用いる態度に変化はない⁽³⁶⁾。こうしたなかで、バゲンストスは、その後の判決を踏まえて、連邦最高裁判所の姿勢が障害者を劣後的立場として捉えるのではなく、種々雑多な機能障害による社会の反応が非常に多様であることに起因して、マイノリティグループという枠組みを採らず個性の高い審査を行っているものと分析する⁽³⁷⁾。

4 障害差別の特徴

障害差別禁止法のなかで、ADA 制定以前において、リハビリテーション法はもっとも重要な法令の 1 つであり、アメリカにおける初めての障害差別禁止規定である同法 504 条は大きな重要性を持つことになるが、当初はあまり注目されることはなく、法案段階では草案作成の担当者らによってリハビリテーション・サービス条項のなかに紛れ込ませるような形で配置されていた⁽³⁸⁾。

リハビリテーション法 504 条は、公民権法第 6 編の枠組みを援用し、連邦の資金援助を受けるプログラムについての差別を禁止して、障害者の持つ障害の理由のみによって、連邦の資金援助を受けるプログラムや活動などへの参加から除外され、又は差別の対象とはならないことを定める⁽³⁹⁾。公民権運動を通じて耳目を集めた事件の中心が公民権法第 6 編をめぐる訴訟であったように、リハビリテーション法 504 条の違反を理由とする訴訟が数多く提起された。

ところで、アメリカでは「差別 (*disparate*)」の概念について、判例の集積など

(35) *Cleburne*, 473 U.S. 442-447.

(36) *Heller v. Doe*, 509 U.S. 312 (1993); *Board of Trustees v. Garrett*, 531 U.S. 356 (2001).

(37) Samuel R. Bagenstos, *Law and the Contradictions of the Civil Rights Movement* 50-51 (2009).

(38) Bagenstos, *supra* note 5, at 4.

(39) 29 U.S.C. §794.

から、「差別的取扱い（disparate treatment）」と「差別的インパクト（disparate impact）」の2つの類型が存在し、前者は意図的に特定の者を不利益に取り扱うことを意味し、後者は一見中立的な制度や行為によって一定の差別禁止事由に該当する保護集団に対し、結果として重大な不利益をもたらす場合に違法な差別となるのであって、差別意思の有無は問わないとされる⁽⁴⁰⁾。

公民権法第6編に関し、連邦最高裁判所は、**Alexander v. Sandoval** 判決（**Sandoval** 判決）⁽⁴¹⁾において、公民権法第6編の601条が差別的取扱いと差別的インパクトを明確に区別して前者の差別的意図のある事案のみを規制したものであって後者を含まないとしている⁽⁴²⁾。

Sandoval 判決は、アラバマ州では英語を公用語とする州憲法の改正をしたことで、州内の運転免許テストを英語のみで実施するようになったことから、原告が英語のみのテスト方針は差別的インパクトに基づく取扱いであると主張したものである。連邦最高裁判所は、スカーリア法廷意見において、公民権法第6編は差別的取扱いに対する事案を対象にしており、差別的インパクトをも含めて対応しなければならぬと解釈することは連邦議会の想定を超えるものであると判示した⁽⁴³⁾。

他方で、障害差別禁止法であるリハビリテーション法504条に関し、連邦最高裁判所は **Alexander v. Choate** 判決（**Choate** 判決）⁽⁴⁴⁾において、障害差別の特徴や傾向を指摘し、差別的取扱いのみならず、差別的インパクトも含み得るものと判断した。

Choate 判決は、テネシー州（被告・上訴人）が莫大に膨れ上がるメディケイド⁽⁴⁵⁾の費用削減を目的として、入院日数を削減（一会計年度あたりの入院日数に換算して20日分から14日分への減縮）することを決定したことから、入院を必要とする障害を持つメディケイドの受給者ら（原告・上訴人）が反発し、この入院

(40) 長谷川珠子『障害者雇用と合理的配慮——日米の比較法研究』46-47頁（日本評論社、2018）。

(41) 532 U.S. 275(2001).

(42) Leslie Pickering Francis & Anita Silvers, *Debilitating Alexander v. Choate: "Meaningful Access" to Health Care for People with Disabilities*, 35 *FORDHAM URB. L.J.*447,454-455(2008).

(43) *Sandoval*. 532 U.S. 280-281.

(44) 469 U.S. 287(1985).

(45) 公的給付に関するメディケイドは、低所得者を対象に州政府が実施する医療扶助制度であり、州政府が自主的に実施し、連邦政府が補助金を給付するという形態を取る。

減縮措置が障害の理由のみで行われて、障害者に不当な不利益をおよぼすものであると主張し、リハビリテーション法 504 条に基づく差止めの集団訴訟を提起したという事案である。

テネシー州はリハビリテーション法 504 条が意図的な差別のみ想定して法的規制をするものであり、障害者を排除する主観的意図が必要であると主張したが、連邦最高裁判所はこの主張を排斥した。マーシャル法廷意見は、リハビリテーション法制定以前に築造された障害者にとって利用しづらい建築物が存在するけれども、そのような建築物は明らかに障害者を除外する目的や意図で作られたものではなく、連邦議会の立法事実が差別的意図のみを規制していたと解釈することは困難であることなどを理由としている⁽⁴⁶⁾。

そして、法廷意見では、障害者に対する差別は積極的な悪意 (*animus*) というよりも、むしろ無関心な態度の結果であることを言及したが⁽⁴⁷⁾、すべての差別的インパクトを規制することを立法事実が想定していたとは考えられないとし、訴訟当事者が主張する差別的影響が連邦議会の意図していたものであるのかを審査する必要があるとした⁽⁴⁸⁾。そのうえで、障害者が社会の中に統合していく権利と、他方の連邦資金の受領者（ここではテネシー州）がプログラムのインテグリティを維持するための正当な利益との衡量が存在し、連邦資金の受領者にはプログラム等への「基本的な」又は「実質的な」変更を行う必要はないが、「合理的な」変更を行う必要があり、障害者に対する有意義なアクセス (*meaningful access*) を提供すべき場合のあることを判示した⁽⁴⁹⁾。ただし、事案の判断では、州の提供するメディケイドが各受給者の特定のニーズに合わせた水準の医療を保障しているのではなく、また州には削減する入院日数分の補償も不要として、結論として州に有利な判断を行った。

この *Choate* 判決は、リハビリテーション法 504 条が差別的意図を有する場合のみに限定されないという意見において、*Lau* 判決における「形式的に同じ取扱いをただけでは意味のある教育ではない」という判旨を引用しており⁽⁵⁰⁾、*Choate*

(46) *Choate*, 469 U.S. 296-297.

(47) *Id.* at 294-296.

(48) *Id.* at 299.

(49) *Id.* at 300-302.

(50) *Francis & Silvers, supra* note 42, at 457.

判決が **Lau** 判決を意識していることがうかがわれる。

Ⅲ アメリカにおける合理的配慮の歴史的背景と展開

1 ダーティ・ワードとしての（合理的）配慮

かつて「配慮（**accommodation**）」はアメリカの人種的対立の歴史的文脈において「妥協」を想起させるダーティ・ワードと評する者もいた⁽⁵¹⁾。その後、「**accommodation**」が法律用語として登場したのは、労働者の宗教上の自由を保障する文脈においてである。敬虔な信仰は、時として、社会生活上の支障となる場合がある。例えば、安息日（**Sabbath**）を確保しようとすると、使用者の出勤日に関する業務命令に反し、信仰を持つ労働者に不利益処遇を与えられる可能性があるため、安息日の確保は宗教上の自由への合理的配慮として構成された。ただし、連邦最高裁判所は、以下のように宗教上の合理的配慮を使用者に求めても、使用者には労働者のニーズに対応することまでは求めてはいなかった。

すなわち、**Trans World Airlines, Inc. v. Hardison** 判決⁽⁵²⁾は、宗教上の信仰に基づくサバスを理由に会社の出勤命令に従わなかった労働者に対する解雇処分が公民権法第7編における宗教差別にあたるかが争点となった。ホワイット判事の執筆した法廷意見では、連邦議会が「合理的配慮」を用いることによって使用者が他の労働者のシフトや労働契約上の権利を否定してまで、信仰を持つ労働者のニーズに対応することまでは求めておらず⁽⁵³⁾、また、使用者に最小限度（**de minimis**）以上の費用の負担が生じる場合には過度の負担となるとして⁽⁵⁴⁾、公民権法第7編

(51) Elizabeth F. Emens, *Accommodation*, in *Keywords for Disability Studies* 18 (Rechel Adams et al. ed., 2015). 初期の公民権運動で「調停者」と呼ばれたブッカー・ワシントンは、白人から協力を得るという手法で黒人の地位向上を図っていたため、白人社会との政治的摩擦を避けるような態度が見られ、人種隔離を妥協として受け入れるべきという彼の姿勢には一部の活動家から大きな反感を買い、人種的な便宜（**racial accommodation**）が白人のマジョリティ社会に黒人を順応させることを想起させるものと批判がなされることがあった。

(52) 432 U.S. 63 (1977).

(53) *Id.* at 79-81.

(54) *Id.* at 84-85.

の宗教差別には当たらないとした。

Ansonia v. Board of Education v. Philbrook 判決⁽⁵⁵⁾は、教義上、年間 6 回の聖なる日 (holy days) を遵守しなければならなかった教師が、宗教的祝日のために 3 日間しか有給休暇を付与されず、残り 3 日は許可制の休暇であったことに反発して、公民権法第 7 編の宗教差別にあたると主張した事案であるが、連邦最高裁判所は、使用者が従業員に対してなんらかの配慮の提供をしている以上、公民権第 7 編の義務を果たしており、信仰を持つ労働者の求める他の配慮が過重な負担であるかを検討する必要はないと判断した⁽⁵⁶⁾。

このように宗教における「合理的配慮」は公民権法第 7 編のもとで保障されていたものではあったが、十分ではなかった⁽⁵⁷⁾。

2 リハビリテーション法 504 条のもとでの合理的配慮

その一方で、リハビリテーション法 504 条のもとでの合理的配慮はその権利保障を高めていく。

リハビリテーション法 504 条は、保護を受ける者の要件について、「障害を持つ適格を有する個人 (otherwise qualified individual with a disability)」の要件が存在する。

この適格要件につき、かつて連邦最高裁判所は、*Southeastern Community College v. Davis* 判決 (Davis 判決)⁽⁵⁸⁾において、障害があっても合理的配慮なくして、プログラムの本質的部分に対応できるだけの能力すべてを有するものと厳格に解釈していた。

Davis 判決は、連邦資金の援助を受けるサウスイースタン・コミュニティ・カレッジ (被告・上訴人) に通う補聴器のほかにコミュニケーションに読唇術も必要とした聴覚障害を持つ学生 (原告・被上告人) が、同校の看護プログラムに応募していたところ、大学側は手術室やケアユニットなどの多くの場所で医療従事者はマスクをし、口がマスクで覆われている状態では読唇術が不可能であることなどを理由に受講を拒否したという事案である。連邦最高裁判所は、学生に有利な判断をし

(55) 479 U.S. 60(1986).

(56) *Id.* at 68-69.

(57) 長谷川・前掲注 40)159 頁。

(58) 442 U.S. 397(1979).

た原審の判断を破棄した。パウエル判事による法廷意見は、文言解釈には忠実であるべきという態度のもと、「それ以外の適格を有する（**otherwise qualified**）」者とは、障害による制限を除いて、あらゆる面で特定のプログラムの要件を満たすことができる者と解釈したのであった⁽⁵⁹⁾。

しかし、連邦最高裁判所は、**School Bd. of Nassau Country, Fla. v. Arline** 判決（**Arline** 判決）⁽⁶⁰⁾において、適格性に関する解釈を緩和させた。

Arline 判決は、小学校の教員であるアーリーンには結核の治療歴があり、20年近く前に発症した結核が寛解して以降、彼女は小学校教員の職に就いたが、結核の再発により入退院を繰り返し、治療期間の一部では賃金が支払われず、また最終的に失職することになったことについて、彼女は教育活動が遂行できたにもかかわらず、結核の罹患のみを理由として失職させられたと主張して訴訟を提起したものであり、結核罹患者がリハビリテーション法 504 条での障害者と見る余地があるのかということが主たる争点となった。

連邦最高裁判所は、結核による呼吸器系に影響を受けて実質的に制限された状態での入院は、彼女が障害の「記録」を持っている者であり⁽⁶¹⁾、適格性については、医学的知識を前提とした判断によって、リスクの性質、持続期間、重症度、感染症によってもたらされる害悪の確率などを総合的に評価して、使用者が合理的配慮を行うかどうかを判断する必要があると判示した⁽⁶²⁾。

こうして連邦最高裁判所は、リハビリテーション法やその後に制定される **ADA** における適格性について、障害者が本質的な適格要件を満たしていることを要求するが、この準則には、すべての本質的な適格要件に合致しないとしても、合理的配慮を伴えば合致すれば足りるという「例外」があり、さらに、当該配慮がプログラムの性質を本質的に変更させ、又は過重な負担をもたらす場合などには合理的ではないという「例外の例外」の判断枠組みを用いるようになる⁽⁶³⁾。

(59) *Davis*, 442 U.S. 406-407.

(60) 480 U.S. 273(1987).

(61) *Arline*, 480 U.S. 280-281.

(62) *Id.* at 287-288.

(63) Colker, *supra* note 34, at 180.

3 ADAの解釈と「インクルージョン」

1960年代以降に様々な分野で障害差別禁止法が制定されていたけれども、中心的な規定であるリハビリテーション法504条には連邦資金を受けていない者には適用されないという不十分さが残り、また各障害差別禁止法の規定に文言上の相違があり統一的な基準を見出すことが困難であったため、包括的な差別禁止立法の必要性を叫ぶ声が高まり、1990年、ADAは制定された。

ADAの構造は、一定数（15人以上）の従業員を有する使用者について適用される労働における障害差別禁止（第1編）⁽⁶⁴⁾、州政府や地方自治体などの公共機関、公共の交通機関を含む公共サービスにおける障害差別禁止（第2編）⁽⁶⁵⁾、民間団体が提供する公共施設やサービスにおける障害差別禁止（第3編）⁽⁶⁶⁾が主要なセクションとして構成されている。

ところで、障害者権利条約3条は条約の一般原則を定め、このうち(c)項において「インクルージョン」（日本政府訳では包容）という用語を用いている。共生社会をめぐる議論では、「インクルージョン」は、従来から存在する「ノーマライゼーション」や「インテグレーション」の価値とは、その視点の捉え方に相違があるように思われる。

「ノーマライゼーション」は、デンマークのバンク＝ミケルセンが当時の知的障害者施設の劣悪さから、脱施設化を図る文脈で主張されたもので、「障害者にも普通の暮らしを」という理念のもと、字句とおりに「普通化」を図るものである。もっとも、この概念では、既存の社会制度を前提として、障害者の能力を高めて障害のない者と同じようにすると捉えることもできよう。また、「インテグレーション」は、教育領域において、障害を持つ生徒が障害のない生徒とともに一般的な学校に参加することを目的とするものであるが、障害を持つ生徒が既存の学校構造への適応能力を第一にして、メインストリーミングを求めるものであると説明されることがある⁽⁶⁷⁾。そのため、「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」は、それぞれ既存の社会制度を前提として、障害者を組み込んで統合するという意味合

(64) 42 U.S.C. §§12111 seq et.

(65) 42 U.S.C. §§12131 seq et.

(66) 42 U.S.C. §§12181 seq et.

(67) Poscher /Rux /Langer; Von der Integration zur Inklusion,1.Aufl.,2008, S.24.

いを持っているものといえよう。

これに対し、「インクルージョン」は、ヨーロッパ諸国において1980年代後半以降、新自由主義的なグローバルライゼーションによって生じた貧困と社会的排除に抗する主張として社会政策の目的概念として使用されるようになったもので⁽⁶⁸⁾、個人の属性——障害のみならず、人種、性別、年齢、ひとり親などといった属性をも広く射程として——の考慮を、既存の社会制度を前提とせずに新たな社会制度の構築を試みるものである。すなわち、インクルージョンは障害と非障害とで区別することなく、また既存制度を前提とすることのない概念で、社会における積極的な新しい制度構築を求めるものであるといえよう。

こうした「インクルージョン」の基底的な構想は、ADAにもみられる。例えば、ADA第2編の文言を補充する役割である実施規則は、障害者やその集団に対し、他の者に提供されているものとは異なる、又は、分離するサービス等の提供を、必要がある場合を除いて禁止しているため⁽⁶⁹⁾、障害者に対する分離作用のあるサービス等は一定の場合を除いて許容されない。そして、同実施規則は、公共機関に対し、障害者ニーズに適合する最も統合された環境（**the most integrated setting**）において、サービス、プログラム及び活動を運営しなければならないことも定めている⁽⁷⁰⁾。この解釈指針では、「統合」をADAの目的の基本としつつ、分離された配慮やサービスの提供は障害者を二級たる地位に追いやることになり、例えば、障害者が政府機関の食堂の奥の部屋で食事をすること、運動施設などで完全な使用を拒否することは実施規則に違反することを指摘し⁽⁷¹⁾、分離プログラムを肯定することは永続的な分離作用を生じるおそれがあるとして、ほとんどの場合において分離プログラムは許容されないとする⁽⁷²⁾。

こうしてみると、ADAは、「インクルージョン」という用語を用いていないけれども、既存の制度に依らず新たな制度設計を積極的に講じることを求めており、後述の裁判例を通じて検討すると、ミーニングフル・アクセスという法規範を用いて

(68) 鈴木勉「ノーマライゼーションの生成と発展」鈴木勉＝田中智子『現代障害者福祉論（新版）』（高峯出版、2011）61頁。

(69) 28 C.F.R. §35.130(b)(1)(iv).

(70) 28 C.F.R. §35.130(d).

(71) 28 C.F.R. Pt.35, App. B, Subpt.B.

(72) *Id.*

インクルージョンを実現しようとしているものといえそうである。

IV 合理的配慮と「ミーニングフル・アクセス」の展開

1 障害とは関係のない一見中立的な規制とミーニングフル・アクセス

Choate 判決は障害差別禁止法理のミーニングフル・アクセスのリーディングケースとして知られ、その後の裁判例に影響を与えた判例とされる⁽⁷³⁾。アメリカでは、このミーニングフル・アクセスについて、便益やサービスの享受を充足するための「機会の平等」と同種の意味を持つものと論じられることがある⁽⁷⁴⁾。ADA 第 2 編はリハビリテーション法 504 条を範として設けられた編であり、条文構造の同質性がある。また、ADA の目的には、住宅・公共施設・教育・交通機関などの重要な分野でのサービスにおける障害者の不利益な扱いを解消し、機会の平等・完全な参加・自立生活を保障するため、ADA 第 2 編と第 3 編は構造上の類似性が指摘されている⁽⁷⁵⁾。リハビリテーション法 504 条のもとでのミーニングフル・アクセスは、裁判例のなかで、ADA 第 2 編、第 3 編へと受け継がれていく（このため、本稿では ADA 第 1 編を扱わない）。本章では、ミーニングフル・アクセスが論じられた裁判例を概観し、この法理を探ることとする。

【裁判例①】 Crowder v. Kitagawa 判決⁽⁷⁶⁾

Crowder v. Kitagawa 判決は、かつてハワイ州で存在した狂犬病に関する厳しい取組みに関する判断である。ハワイ州の農業省は、動物がハワイに到着したときの動物の検疫に関する規定を設けており、犬を含む肉食性の動物で、アメリカ本土や狂犬病の発生が認められていない国からハワイ州に入る場合であっても、120 日

(73) Mark C. Weber, *Meaningful Access and Disability Discrimination: The Role of Social Science and Other Empirical Evidence*, 39 Cardozo [L.Rev.] 649, 650-651 (2017).

(74) Francis & Silvers, *supra* note 42, at 453.

(75) Micheal Waterstone, *The Untold Story of the Rest of the Americans with Disabilities Act*, 58 Vanderbilt [L.Rev.] 1807, 1822 (2005).

(76) 842 F.Supp.1257(D.Haw.1994), *rev'd and remanded*, 81 F.3d 1480(9th Cir. 1996).

間の検疫期間を設けていた⁽⁷⁷⁾。盲導犬も例外ではなく検疫の対象となった。盲導犬利用者には検疫所のコテージに期間中無料で宿泊できるなどの配慮が存在し、また、一定の条件のもと検疫所の外でトレーニングすることもできたが、当該盲導犬は他の動物や人間との接触が禁じられており、検疫期間後、狂犬病ではないことが確認されたとき、ようやく盲導犬利用者へ解放されるというものであった。この検疫は、盲導犬利用者の居住地に関係なく適用され、仕事や娯楽を問わず、アメリカ本土からハワイ州へ訪問する場合のほか、アメリカ本土からハワイ州へ戻る場合であっても、盲導犬を隔離しなければならなかったため、盲導犬利用者（原告・上诉人）が検疫期間中に盲導犬の利用を著しく制限されることになり、**ADA 第2編違反**を主張し、ハワイ州及び政府機関を被告として訴訟を提起した事案である。

ハワイ州地区連邦地方裁判所は、障害に基づいてハワイ州の提供するサービスから排除されたものではないことなどに触れてハワイ州に有利な判断を行った。これに対し、第9巡回区連邦控訴裁判所は、原審判断を破棄差戻した。判旨では、**Choate** 判決を引用し、差別の種類を「意図的 (*deliberate*)」又は「差別的インパクト」のいずれかに分類するのではなく、障害者が州の提供するサービスへのミーニングフル・アクセスを否定されたかどうかを評価することの方が有用であることを指摘した⁽⁷⁸⁾。そのうえで、当該検疫規定は、犬を連れて同州に入国するすべての人に等しく適用されるが、視覚障害者には他の者とは異なる方法で大きな負担をかけ、公共交通機関・公園・政府施設・観光スポットなど人や動物が必然と存在する様々な公的サービスを効果的に利用できなくなる作用を持つため、州のサービスやプログラム等へのミーニングフル・アクセスを拒否するものとして、視覚障害者を差別する方針、慣行又は手続であると結論づけた⁽⁷⁹⁾。

このようにミーニングフル・アクセスは一見中立的な基準であっても、それが障害者に対して大きな不利益を与える場合、連邦資金の受領者には合理的な配慮をする必要が求められている。もっとも、**Choate** 判決での個別の事案検討でなされたように、障害を持つメディケイド受給者と障害のない受給者との結果を等しくする

(77) 現在ではこの検疫規定は廃止されている。

(78) *Crowder v. Kitagawa*, 81 F.3d 1484.

(79) *Id.* at 1484-1485.

ように設計された給付を提供し、又は、障害を持つメディケイド受給者に対して医療ニーズを充足する追加の便益を提供するなどの州がプログラムの修正を行う必要はないものとしているため、公的医療サービスなどのコスト削減政策についてミーンングフル・アクセスを通じて州に回避を求めることは十分に期待できないという課題が残されており⁽⁸⁰⁾、Choate 判決それ自体は、州のメディケイドの政策立案者の決定を監視するために障害差別禁止法を使用することに消極的であるとの指摘がなされている⁽⁸¹⁾。

また、Choate 判決はミーンングフル・アクセスの具体的内容を定義することをしなかったことに関連し、バゲンストスは、合理的配慮には障害者に障害のない者と同等の「アクセス」を保障する一方で、「内容」の変更までは求めないというアクセスと内容の区別（*access/content distinction*）が存在するとしても、その両者の区別については実にあいまいであることに言及する。Choate 判決は、障害の有無を問わずメディケイド受給者には 14 日間の入院という医療サービスを受ける「機会」が与えられており、これ以上の特定のニーズに合わせる必要はないと、アクセスと内容の区別にしたがった判断をしている。けれども、裁判所の示した「機会」の捉え方が本当に正しいものかを判断することは困難であり、障害者の方が平均的な者よりも入院日数が多くなる傾向があるため、「機会」の捉え方によっては障害者のアクセスが否定されていると評価することもでき、Choate 判決では障害者の特性を考慮していない問題が存在すると批判する⁽⁸²⁾。

したがって、Choate 判決は、連邦資金を受領するプログラムでの障害者のミーンングフル・アクセスを保障して、このアクセスの否定は障害差別となり得ることを示したが、個別のニーズを持つ障害者のアクセスが「不平等」ではあるとしても、どうか「意味のある」といい得る場合には、障害差別には当たらないとしている⁽⁸³⁾。

(80) Mary Crossley, *Giving Meaning to "Meaningful Access" in Medicaid Managed Care*, 102 Ky. L. J. 255,273(2013).

(81) *Id.* at 257.

(82) Samuel R. Bagenstos, *The Future of Disability Law*, 114 Yale L. J. 1,45-48(2004).

(83) Weber, *supra* note 73, at 650.

2 教育領域におけるミーニングフル・アクセス

もっとも、ミーニングフル・アクセスには1つの領域にとどまらず他の領域への適用可能性も高く、行政サービスのみならず教育領域にも及び、そして、その基準は少しずつ具体化していった。

この点、フランシスらは、教育領域におけるミーニングフル・アクセスの基準が、障害児の完全なパフォーマンスを行えることまでを求めているものではないけれども、障害児が他の生徒に提供される機会と同様の機会を享受できなければ、そのような教育上の便益は「意味のある」ものではないことを指摘し、アクセスできるよう「扉を開く」だけでは不十分であり、提供される機会が障害のない者に照らして公平でなければならないと説明する⁽⁸⁴⁾。

【裁判例②】 United States v. Bd. of Trs. for the Univ. of Ala. 判決⁽⁸⁵⁾

アラバマ大学バーミングラム校では聴覚障害を持つ学生に対する手話通訳者等のサービスを提供するにあたって、まずは州の職業リハビリテーション・プログラムの無償通訳サービスの利用が求められ、同プログラムが利用できない場合で、かつ、通訳サービス料の支払いを行うことができない場合に限り、通訳サービスを教育費として含める教育方針が存在した。このため、無料の通訳サービスの利用に不必要な条件を付けていることが、リハビリテーション法 504 条違反とならないのが争点となった。

大学側は、学生には様々な事情を抱えており、障害がなくとも他の学生よりも多くの費用の支出をしなければならない者がいることから、Choate 判決の事案検討に照らしても、大学は、一定の学術的要件を備え、資金調達ができる者に門戸を開いているのであって、聴覚障害を持つ学生が障害のない学生と同じ結果となることから、聴覚障害を持つ学生に支出の負担をさせないとするプログラムに変更を行う必要はないと主張した⁽⁸⁶⁾。

これに対し、第 11 巡回区連邦控訴裁判所は、大学側の主張では障害を持つ学生に学ぶ機会への平等のアクセスを事実上否定している事実を無視するものである

(84) Francis & Silvers, *supra* note 42, 460.

(85) 908 F.2d 740 (11th Cir. 1990).

(86) *Id.* at 748.

と指摘し、Choate 判決は（障害の有無は別論）14 日間の入院を保障するメディケイド・プログラムにつきメディケイド受給者に与えられたもので、受給していない者との関係での特典（benefit）であり、その特典自体は障害者を排除していないという理論構造であるのに対して、本件のような大学などの教育施設の場合、手話通訳者のいない聴覚障害者は一部の科目へのアクセスから排除されており、それはエレベーターのない建物の 3 階で開講されている授業に車いすの学生が参加できないことと同様の状態であるとした⁽⁸⁷⁾。

【裁判例③】Rothschild v. Grottenthaler 判決⁽⁸⁸⁾

学校に通う子には障害がないけれども、その親に障害がある場合にもミーニングフル・アクセスを適用した事例が存在する。判決では、親が子の教育に関して一番大きな影響を持つため、障害を持つ親が学校プログラムに参加する利益を、子が平等な教育を受ける機会の保障という文脈に結び付けた。

Rothschild v. Grottenthaler 判決で登場するケネスとカレンのロスチャイルド夫妻にはともに聴覚障害があったが、2 人の子には障害がなかった。夫妻のコミュニケーション方法は主に手話であったため、手話通訳のない学校主導の保護者会に参加することがしばしばできなかった。夫妻は学区に対して学校主導の活動に手話通訳者の提供を求めたが、学区がこれを拒否したことが事案の背景である。提訴前から学区は、公立学校は親ではなく子のためのものであり、リハビリテーション法 504 条も親ではなく子が対象であると主張した。

ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、手話通訳者の提供がなければ、夫妻は事実上、親のための学区のプログラムの参加から排除されていることになるかと示したが、学区が手話通訳者の提供の義務を負うのは学校主導の会議が子の教育の学術的又は懲戒的側面を内容とする場面に限られると判断した⁽⁸⁹⁾。第 2 巡回区連邦控訴裁判所は原審の判断を一部支持した。リハビリテーション法 504 条の教育に関する実施規則では「その他のサービス」という項目があり、これに親と教師の会議などが含まれるといえ、親も同条の保護から排除されていないとし⁽⁹⁰⁾、

(87) *Id.*

(88) 907 F.2d 286 (2d Cir. 1990).

(89) 725 F.Supp.776(S.D.N.Y. 1989).

(90) *Rothschild v. Grottenthaler*; 907 F.2d 291-292.

Choate 判決を引用して夫妻には学区の提供する活動へのミーニングフル・アクセスを受ける権利を有し、学校は資格のある障害者を配慮するために合理的な変更を行う必要があるとした⁽⁹¹⁾。

【裁判例④】 *K.M. v. Tustin Unified Sch. Dist.* 判決⁽⁹²⁾

K.M. v. Tustin Unified Sch. Dist. 判決は、ミーニングフル・アクセスの基準が法令の規定から導かれるものではなく、連邦最高裁判所の判例に由来するものであると指摘した。

K.M. v. Tustin Unified Sch. Dist. 判決は、別々の高校に通う聴覚障害者である原告らが、話し言葉をコンピューター画面上に転写するシステム（**Communication Access Realtime Translation : CART**）の導入を求めたところ、いずれの高校もこれを否定し、またそれぞれの州の行政手続でも **CART** を付与する資格は原告らにはないと判断した事案で、それぞれ原告が連邦地方裁判所に訴訟を提起して障害者教育法（**Individuals with Disabilities Education Act : IDEA**⁽⁹³⁾）違反と **ADA** 違反を主張したが、いずれの連邦地方裁判所も学区に有利な判断を行い、双方の原告が控訴した。

両事件を併合した第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、原審が学区には **IDEA** 違反がなかったことをもって直ちに **ADA** 第 2 編の違反もなかったと結論付けたことを批判し、**ADA** 第 2 編の条文解釈に際して、ミーニングフル・アクセスという連邦最高裁判所に由来する法規範を尊重しなければならないとした⁽⁹⁴⁾。

【裁判例⑤】 *Argenyi v. Creighton Univ.* 判決⁽⁹⁵⁾

Argenyi v. Creighton Univ. 判決は、**ADA** 第 3 編違反を認定するなかでミーニングフル・アクセスの具体的内容にも触れた判決である。

アルジェニーは、私立のクレイトン大学の医学部に通う重度の聴覚障害を持つ男性である。彼は、幼いときから読唇術と手話を組み合わせたキュード・スピー

(91) *Id.* at 292-293.

(92) 725 F. 3d 1088(9th Cir. 2012).

(93) Pub.L.No.101-476,104 Stat. 1142(1990).

(94) *K.M. v. Tustin Unified Sch. Dist.*, 725 F.3d at 1102.

(95) 703 F.3d 441(8th Cir. 2013).

チ (cued speech) を用いており、また CART (前掲裁判例④参照) も使用していた。クレイトン大学の入学前には、シアトル大学に在籍しており、彼が受講する授業には CART の提供を受けるなどして優秀な成績で卒業し、その後、クレイトン大学の医学部に入学することが決まったのであるが、クレイトン大学は CART や キュード・スピーチの通訳者配慮の配慮を提供しなかった。

このような事案において第 8 巡回区連邦控訴裁判所は、当事者の主張や提出された証拠によってもアルジェニーが大学の医学部から事実上排除されていたと認めることができないと判断した原審を破棄差戻した。判旨では、ADA とリハビリテーション法は実質的に同じことに触れ、機会の均等を保障するためのミーニングフル・アクセスの基準は、ADA 第 3 編において民間機関の提供するサービスにも及ぶと判示し⁽⁹⁶⁾、主要事実に関する真正な争点が障害のない他の仲間と同じように医学部からの利益を得る機会であると評価し、証拠上、彼が講義や教室内で会話を十分に理解できず、臨床患者とうまくコミュニケーションができないことがあると認定できるとした⁽⁹⁷⁾。

裁判例②から裁判例⑤まではいずれも聴覚障害者に関する事案であり、認知機能に障害がある生徒・学生・保護者に関するものではない。認知機能の障害を伴わない聴覚障害であれば、日常生活・社会生活上の支障の多くは他者との口述を前提としたコミュニケーションによるものである。

こうした場合、知識と実践の経験を培う学校教育の利益の享受が最大限に保障されるよう学校教育のあり方を変更することを裁判所は求めていると考えられる (裁判例②、④、⑤)。

また、保護者の教育方針の決定や家庭内教育が、学校教育と協働して子の成長発達にもっとも重要な影響を与えるという観点から、保護者に対する配慮を実質的には子に対する合理的な配慮として位置づけている (裁判例③)。

かつて連邦最高裁判所は、Board of Education of the Hendrick Hudson Central School District v. Rowley 判決 (Rowley 判決)⁽⁹⁸⁾において、障害児を通常学級

(96) *Id.* at 449.

(97) *Id.* at 451.

(98) 548U. S.176(1982).

に組み込むことの重要性を説いていたが、通常学級内で障害児がどれだけ教育効果を得られるのかという問題は二の次という態度であった。Rowley 判決は、聴覚障害を持つ女兒が通常学級での授業において個別の学習プログラムとして手話通訳者の要望をしたけれども、女兒自身の学習能力が高く自助努力で聴覚障害を克服していたことなどを理由に学区が手話通訳の提供を拒否した事案である。連邦最高裁判所は、連邦議会の立法事実として障害児に関する法令の目的がその公教育における特定の教育水準を保障することよりも障害児の公教育の扉を開くことにあると認識していたことなどを挙げ⁽⁹⁹⁾、女兒に有利な判断をした下級審判決を破棄差戻した。

このように教育領域においてミーニングフル・アクセスは、障害児の教育を実質的に保障する重要な役割を担っているといえよう。

3 民間機関のサービスに関するミーニングフル・アクセスの変容

ADA 第 3 編の適用を受ける数多ある民間機関によるサービスには、医療・介護・教育などといった公益事業のほかにも、レジャーやレクリエーションの事業などの娯楽事業も存在する。

なかでも娯楽施設における配慮について、裁判所は、必ずしもミーニングフル・アクセスという用語を用いていないが、実質的にみると同様の価値基準を持っており、またその判断枠組みについても詳細な分析を行っている。

【裁判例⑥】 Or. Paralyzed Veterans of America v. Regal Cinema, Inc. 判決⁽¹⁰⁰⁾

Or. Paralyzed Veterans of America v. Regal Cinema, Inc. 判決は、車いすの利用者を映画館の最前列に配置することが合理的な配慮とはいえないとしたもので、ミーニングフル・アクセスを意識させる判決である。

争点となった映画館の館内の座席の床は、前方部分が傾斜上、後方部分が階段状となっていたため、後方部分は車いすでは容易に移動ができない構造であった。このことから、車いすの利用者は結果として前方の数列に座ることしか選択肢がない状態にあり、その座席位置からスクリーンの垂直視野角は平均 42 度で、後方部分

(99) *Id.* at 192.

(100) 339 F.3d 1126(9th Cir. 2003).

の座席の平均的な垂直視野角 20 度とは大きな差異があった。なお、米国映画テレビ技術者協会のガイドラインでは、垂直視野角が 35 度を超える場合、身体的な不快感をもよおすとされていた。このため、車いすを利用する原告（上诉人）らが、この映画館の運営会社（被告・被上诉人）に対して、座席に関する選択肢がないために困難な姿勢で映画鑑賞を余儀なくされたことについて ADA 第 3 編違反などを主張して提訴した。

第 9 巡回区連邦控訴裁判所は運営会社を支持する判断を行った原審を破棄した。その理由として、判旨では、障害を持たない利用客が快適な鑑賞場所を幅広く選択できるのに、車いすの利用者は客観的にみて不快な座席に座らなければならず、スクリーンを見るために首を折り曲げたり、体をひねることもあることから、このような状態が障害を持つ利用者の映画サービスの「完全かつ平等な享有」とはいえないことを指摘した⁽¹⁰¹⁾。

【裁判例⑦】 *Fortyune v. American Multi-Cinema, Inc.* 判決⁽¹⁰²⁾

Fortyune v. American Multi-Cinema, Inc. 判決も、映画館をめぐる訴訟であるが、車いす利用者の座席の隣に設置している付添人の座席を確保することが必要と判断したものである。

四肢麻痺の障害を持ち車いすを利用する原告は、その移動に補助を必要としていた。原告は妻とともに、付添座席の設置している映画館に行った際、すでにその座席は障害者又は障害者の付添でもない親子が座っていた。劇場のマネージャーは、この親子に別の座席に移動するよう働きかけたが「自分たちが先に座っていた」と拒否され、上映直前であったこともあり、原告と妻の隣あわせの座席を確保することができなかったことから、原告らに別の映画を鑑賞することを促した。原告らは結局、なにも観ずに帰宅することとしたが、2 枚のフリーパスチケットを受け取った。その後、原告は、映画館の運営会社を被告として、ADA 第 3 編などに違反していることを理由に提訴した。

第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、被告が車いす利用者の同伴者が付添座席を優先的に使用させるような方針の修正を行わなかったとして原告に有利な判断をした原

(101) *Id.* at 1130-1133.

(102) 364 F.3d 1075(9th Cir. 2004).

審を維持した。判旨のなかで、裁判所は、原告が主張した妻の隣で鑑賞できないのであれば映画館で鑑賞はしないという点を、映画鑑賞のサービスの前提条件として捉え、原告が映画鑑賞を楽しむために付添人を必要とし、彼の隣に妻や他の同伴者が座ることを保障する必要があったと判断した⁽¹⁰³⁾。

【裁判例⑧】 *Baughman v. Walt Disney World Co.* 判決⁽¹⁰⁴⁾

第9巡回区連邦控訴裁判所は、前記2つの映画館に関する裁判例を手掛かりに巨大テーマパーク内でのセグウェイ——立った状態で操作をすることのできる電動二輪車——の利用について障害者の主観的事情の考慮を容れた判断を行った。

ポーマンは、肢帯型筋ジストロフィーの障害を有し、座ったままの状態から立ち上って歩行することが困難であった。8歳の娘が世界中で一番幸せになれる場所であるというディズニーランドに行きたいとの誕生日の願いを叶えるため、ポーマンは、テーマパークに連絡を取り、自身の身体障害の説明を行ったうえでセグウェイの利用許可を求めた。これに対し、ディズニー側は同テーマパークの方針では車いすや電動車いすの利用は可能とする一方で、自転車やセグウェイのような二輪車の利用は禁止されているとして彼女の申し出を拒否したことから、ポーマンは、従来の方針を合理的に修正しないことによってテーマパークにおいてセグウェイの利用が認められなかったことにつき、テーマパークへの完全かつ平等のアクセスを否定されたものとして提訴した。

連邦第9巡回区連邦控訴裁判所は、セグウェイの利用が車いすとは異なって何度も立位・座位を繰り返すことなく移動ができること、また、他人との目線が同じ高さであるため誰かから見下されたような状態にならないことといった障害者の主観的事情の考慮を容れて、テーマパークに有利な判断を行った原審を破棄差戻した⁽¹⁰⁵⁾。

ADA第3編に関する娯楽施設での配慮については、必ずしも「ミーニングフル・アクセス」を明言したものではないけれども、障害者に失われた機会を実質的に保

(103) *Id.* at 1082.

(104) 685 F.3d 1131(9th Cir. 2012).

(105) *Id.* at 1135-1136.

障することを基礎とするミーニングフル・アクセスの理念に合致するものであり、ミーニングフル・アクセスを具体化する発展的な内容と評価することもできよう。

裁判例⑧では、裁判例⑦を引用しつつ、「映画を見るのに付添人席は明らかに必要ではないが、映画ファンは友人や家族と一緒に座ることを期待し、離れて座らなければならなくなった場合、彼らの楽しみは減少する」⁽¹⁰⁶⁾と指摘して、障害のない者の体験と比肩する体験を提供しなければならないことを判示した。なお、別の連邦控訴裁判所も、テーマパークに関する ADA 第 3 編の訴訟において「障害のない者と同様の体験を享受しているか」という分析の視点を用いている⁽¹⁰⁷⁾。

V むすびにかえて——日本法への示唆

アメリカの障害差別禁止法理は、社会の偏見を打ち破り、障害者が分離や排除されている状況を解消させることを目的として、差別的インパクトと合理的配慮を融合させる形で差別を禁止する枠組みを生み出したと考えられる。社会の意識の変化を差別禁止になぞらえ、合理的配慮が機能障害に作用するのではなく、機能障害から生じ得る排除に作用されるべきであるというアメリカの学説の立場からは、合理的配慮は、障害に対する補償（個人を高める（*elevate*）という分配的アプローチ）という形ではなく、排除を終わらせることに焦点を当てた平準化（*equalizing*）の実践であると説明される⁽¹⁰⁸⁾。

障害のない者がごく当たり前に体験している事象でさえ、障害者は同様の体験をできるとは限らない。むしろ当たり前だと思っている些細な状況であっても、その状況を体験できないことへの無理解が障害者との断絶を生じさせる。このことを認識してはじめて障害者と障害のない者との相互理解をなし得るのであって、そのために既存の社会制度の個別性のある柔軟な変革が求められる。

そうすると、合理的配慮の実施にあたって——障害の種類別に細分化したとして

(106) *Id.* at 1135.

(107) *A.L. v. Walt Disney Parks & Resorts US, Inc.*, 900 F.3d 1270(11th Cir. 2018).

(108) Anita Silvers, Formal Justice, in Anita Silvers et al., *Disability, Difference, Discrimination: perspectives on Justice in Bioethics and Public Policy* 124-128(1998).

も——固定的・画一的な障害者像を措定して合理的配慮を検討することは、例示としての意味があるとしても、障害差別への本質的理解を獲得できるものではない。障害差別の解消は「障害のない者の体験」を基礎とした障害が阻害している状況の解消にあり、個別的な考察が必要なのである。

この点、わが国の裁判例のなかでは、障害者の主観に着目して判断がなされた事例が極めて少ないが、なかでも電動車いす補装具訴訟（福岡地判平成27年2月9日賃金と社会保障1632号45頁）がある。この事件は、心臓機能障害を有する原告が、市（被告）に対して電動車いすの購入費用の支給を求めて補装具費支給申請をしたが、市は支給要件を満たさないとして却下処分を行ったものである。福岡地裁は、原告が日常的に買い物に行くことのほかにも、原告の趣味である写真撮影の場面に触れて、原告の歩行能力では日常生活・社会生活を自立して営むことはできないと判断した。この判決には「裁判官が考えた障害者法制の『あるべき理想像』から出した、未来志向（あるいは結論先行）的な判決ともいえるかもしれない」⁽¹⁰⁹⁾と指摘がなされているが、あるべき理想像とは障害のない者の当然に行っている経験を享受できることと言い換えることができるのではないだろうか。

また、合理的配慮について事前準備の重要性が説かれるけれども、これを強調しすぎることには注意が必要である。数限りない障害にすべて対応できることは極めて困難であり、このことがむしろ過度の負担として評価されてはならない。市立尼崎高校事件（神戸地判平成4年3月13日行集43巻3号309頁）は、筋ジストロフィー症に罹患していたけれども優秀な成績で合格ラインには達していた生徒が、普通高校の校長による入学不許可処分を受けたため当該処分の違法を争った事件であるが、神戸地裁は、判旨のなかで「障害者を受け入れたときには、その障害者の障害の程度、当該学校の実情にあわせて、介護、介助のための諸設備を整えていけばよいのであって、現在不十分であるならば、それを改善するためにはどのような諸方策が必要かを真剣に検討する姿勢に立つことが肝要であり、現在の施設、設備が不十分なことは、入学を拒否する理由とならないことはいうまでもない」と指摘した。

2020年12月、内閣府は障害者差別解消法の改正案を2021年の通常国会に提出することを検討していると明らかにしたとの報道がなされた。この改正法の中心

⁽¹⁰⁹⁾ 小西啓文「判批」季刊社会保障研究51巻3・4号415頁（2016）。

的な内容の 1 つとして、これまで事業者には合理的配慮の提供が努力義務であったことを、法的義務化することが挙げられる。障害者差別解消法の制定時、事業者の合理的配慮の提供が努力義務にとどまった経緯として民間企業（とりわけ中小零細企業）への負担が主として指摘され、この指摘は今後の改正法での議論でも行われることが予想される。しかし、あるサービスにあたって障害のない者が当たり前に行っている体験を抽出することができ、その体験を享受できない特定の障害者の障害内容を分析すれば、現に必要とする配慮の特定は困難なものとはいえ、かつその配慮も大きな負担となることは少ないといえ、合理的配慮の在り方は「動き出しながら改善していく」という動的な法的権利関係なのではないだろうか。

こうした合理的配慮の分析視座として、障害者差別解消法において、障害者の失われた機会を取り戻すというミーニングフル・アクセスの視点が有用な手掛かりになるものと考えられる。

(都留文科大学非常勤講師)

追記

脱稿後、令和 3 年 5 月、障害者差別解消法の改正（令和 3 年法律第 56 号）がなされ、事業者にも合理的配慮の提供が義務化された。この改正法は、公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から起算して 3 年を超えない「範囲で、政令で定める日」から施行される。